


1 地域と学校の連携について

(1) 子供たちを取り巻く課題


昨今、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、児童虐待や貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子供の育ちを支えていくことが求められています。

一方で、グローバル化、人工知能の進化などにより、変化が激しく予測困難な未来が来ることが予想されています。現在ある仕事の多くが十年後、二十年後には消滅し、子供たちの半数近くが現在存在していない職業に就くことになり、学校で教えていることが将来の社会で通用しないのではないかとといった指摘がされています。

これらの課題に対応するために、学校教育、社会教育では学習指導要領の改訂を含め、地域と学校の連携について下のような取組を行っています。



子供たちを取り巻く 課題への国の対応



学習指導要領の改訂

今回の改訂(小R2, 中R3, 高R4)
**“未来社会を切り拓く資質・能力の育成、
「社会に開かれた教育課程」を重視”**

「何を知っているか」だけでなく、その知識を使って「何ができるか」「どのように問題解決を成し遂げるか」が求められる。

**郷土学習や地域防災訓練
放課後子供教室
自然体験活動、社会奉仕活動
職場体験学習 等**

学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)

学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める
(平成29年4月より導入が地教行法改正 努力義務)


地域学校協働活動の推進

(H29 社会教育法の改正により)
市町村教育委員会は・・・
**地域学校協働活動に関する普及啓発
その他の必要な措置を講ずる**

学校支援地域本部
↓
地域学校協働本部へ

地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)

市町村教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な運営を図るため「地域学校協働活動推進員」を置くことができることとなった。
宮城県では **地域連携担当を100%配置**



これら、学習指導要領の改訂、学校運営協議会制度、地域学校協働活動の推進、地域学校協働活動推進員について詳しく見ていきましょう。

(2) 子供たちを取り巻く課題への対応

①学習指導要領の改訂について

キーワードは「社会に開かれた教育課程」です。

学習指導要領前文には

○「より良い学校教育を通じてより良い社会を創る」という理念を学校と社会が共有すること

○社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことが示されており、学校と地域社会が一体となることが求められています。そのためには、学校と地域社会が熟議を重ねる必要があります。その機能を持つのが学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）です。

②学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）とは

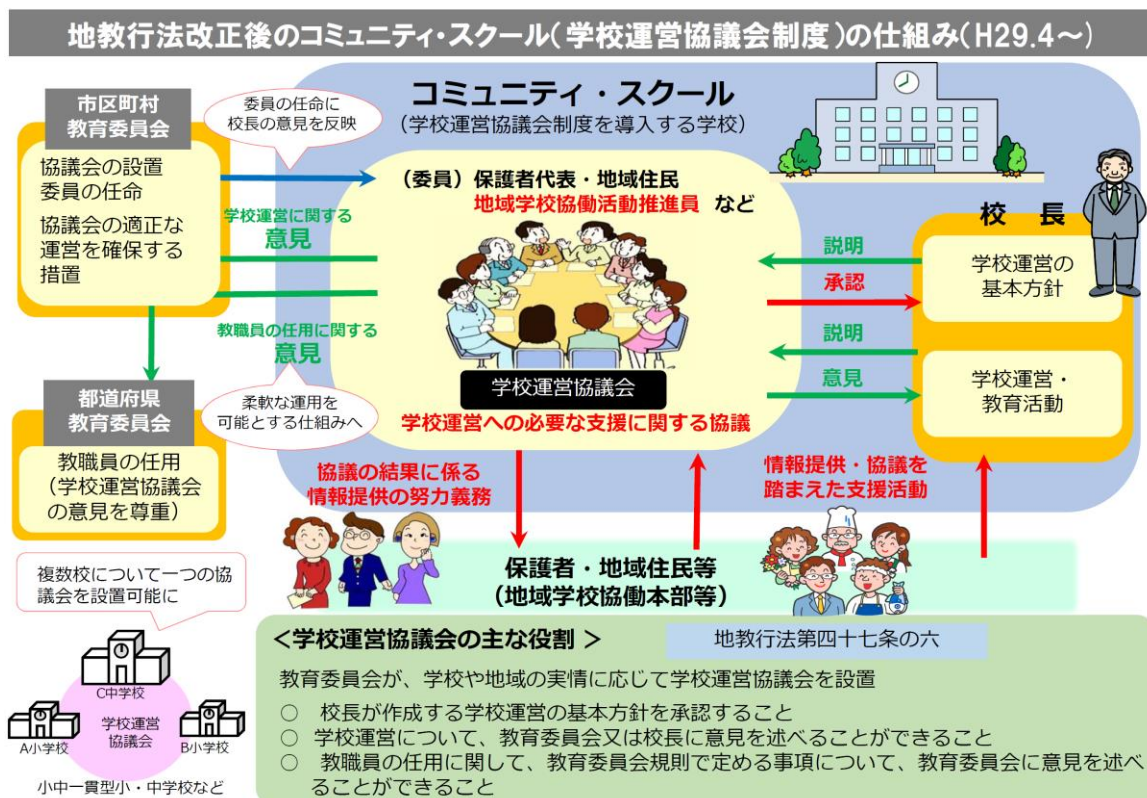
学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律（地教行法第 47 条の 6）に基づいて教育委員会が学校に設置します。主な役割は次の 3 つです。

○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

○学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。

○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。



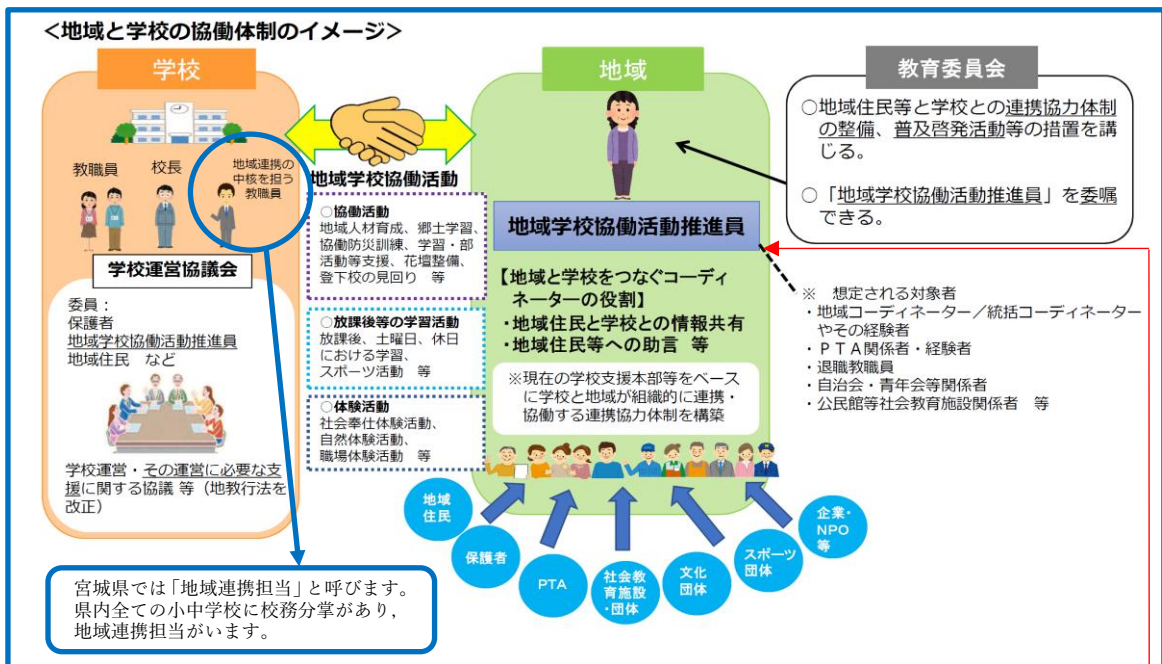
③地域学校協働活動とは

地域と学校が連携して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動です。

この活動は、地域住民や団体等による緩やかなネットワーク（地域学校協働本部）によって推進され、コーディネーターがその中心的な役割を果たします。

※詳しくは下記冊子を参照してください。

「はじめよう！『地域学校協働活動』」
 ～「みやぎの協働教育」が目指す新たな地域と学校の連携・協働に向けて～



④地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターです。コーディネーターを支える統括的なコーディネーターもいます。

社会教育法が改正され、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できるとされました。宮城県では、委嘱されたコーディネーターを地域学校協働活動推進員と呼びます。（統括コーディネーターは統括的な地域学校協働活動推進員のことです。）